

令和2年度第2回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和2年11月16日（月）午後2時00分から

会場：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 海老澤敬子 島川健治 清水和雄  
堀正孝 杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 宇津木利弘

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当主事 松原可奈子

区民部戸籍住民課長 田口弘之

区民部戸籍住民課住民記録係長 福田洋司

区民部戸籍住民課住民記録主査 松本孝志

区民部戸籍住民課住民記録係主任 齋藤亮太

企画政策部情報政策課長 下笠博敏

企画政策部情報政策課IT推進担当主査 梅田裕次

企画政策部情報政策課住民情報系運用担当主査 田崎俊宏

欠席者：（委員）川尻聡

## 1 開会

○総務課長 それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
令和2年度第2回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日は、川尻委員よりご欠席の連絡を頂戴しております。また、清水委員はご出席の予定ですが、少し遅れていらっしゃるようでございます。

なお、審議会条例の第7条第1項に規定する定足数は満たしてございますので、有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 2 議事

○総務課長 本日は、住民基本台帳関係事務における全項目評価書の第三者点検に係る諮問をさせていただきますのでございます。お手元の資料をご確認ください。諮問資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいております。また、本日、席上配付資料といたしまして、報

告第1号として、赤いインデックスがついているものでございますが、個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理に関する資料をご用意してございます。ご審議いただく上で、資料の説明等につきましては、お手元の資料の下の隅にある通し番号で説明をさせていただきます。資料等、不足がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。内山会長、進行をよろしくお願いたします。

**○内山会長** それでは、ただいまから審議会を開催させていただきます。本日は、お手元の次第にございますように、諮問が1件、それから報告を1件受けるということでございます。

それでは、諮問第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

**○総務課長** それでは、まず、私から特定個人情報保護評価の概要をご説明させていただきます。青いインデックスでございます。資料第3-1号の1ページをご覧ください。

こちらは、昨年度、住民基本台帳関係事務及び個人住民税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施における重点項目評価書の第三者点検を行った際に、概要等についてご説明申し上げたところでございますが、ご欠席の方もいらっしゃいましたので、改めて私から説明をさせていただきます。

資料をおめくりください。2ページをご覧ください。

まず、特定個人情報保護評価とは何かということでございますが、2ページの上のスライドでございます。特定個人情報保護評価の内容、こちらをご覧ください。特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利・利益の保護措置として十分と認められることを自ら宣言するものでございます。

次に、特定個人情報保護評価の対象でございます。こちらは、3ページの上のスライドをご覧ください。特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務となっております。特定個人情報ファイルとは、3ページの下のスライドに記載してございますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を言います。

なお、職員の人事・給与等を記録した特定個人情報ファイル、紙ファイルなどの手作業処理用のファイル、対象人数総数が1,000人未満の事務などは、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられておりません。

次に、特定個人情報保護評価の実施手続でございます。5ページの下のスライドをご覧ください。

まず、各評価機関において、しきい値判断を行うこととなります。しきい値とは、対象人数、取扱者数、重大事故の有無の3項目を基に、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標でございます。このしきい値による判断に応じて、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価を行い、個人情報保護委員会への提出を経て、公表を行うものでございます。

なお、全項目評価につきましては、パブリックコメント及び第三者点検が義務付けられてございます。本区におきましては、全項目評価のほかに、重点項目評価の場合も、義務付けはございませんが、第三者点検を実施することとしており、昨年度実施したものでございます。

2枚ほどおめくりいただいて、8ページをご覧ください。8ページの下のスライドでございます。

第三者点検についてでございますが、地方公共団体等が第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則となっておりますが、本区では、個人番号制度の導入時に、第三者機関であります文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会を設置し、第三者点検を実施したところでございます。その後、本審議会において点検することとさせていただいているところでございます。

なお、点検に当たりましては、個人情報保護委員会における全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができると示されておりまして、今回の審査に当たり、主な確認ポイントを事務局のほうで整理させていただいたものが資料3-2号、11ページでございます。ご参考にしていただければと思います。

以上が特定個人情報保護評価の概要でございます。

○**内山会長** 制度の概要につきまして、ご説明をいただきました。ここまでのご説明の中で、ご質問等があれば、お伺いさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き諮問事項について、ご説明をいただきます。

○**総務課長** それでは、諮問第3号でございます。こちらの説明につきまして、所管課の職員を同席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(戸籍住民課職員・情報政策課職員 入室)

それでは、私から担当課の職員を紹介させていただきます。

田口戸籍住民課長でございます。

○**戸籍住民課長** 田口です。よろしく願いします。

○**総務課長** 同じく、戸籍住民課福田住民記録係長です。

○**戸籍住民課住民記録係長** 福田でございます。

- 総務課長 松本主査と齋藤主任です。
- 戸籍住民課住民記録主査 松本です。よろしくお願いいたします。
- 戸籍住民課住民記録係主任 齋藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長 情報政策課より、下笠情報政策課長でございます。
- 情報政策課長 下笠です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長 担当の梅田主査。
- 情報政策課IT推進担当主査 梅田です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長 同じく、担当の田崎主査。
- 情報政策課住民情報系運用担当主査 田崎です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長 では、着席をさせていただきます。

まず、私から諮問書に基づきまして、簡単に諮問案件についてご説明させていただきまして、その後、所管課から全項目評価書についての説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料にお戻りいただきまして、表紙のところでございますが、諮問書をご覧ください。諮問の趣旨でございます。平成26年4月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても、各評価実施機関において、特定個人情報保護評価の実施、各年度における評価の見直し及び直近の公表日から5年を経過する前における評価の再実施を行ってきました。この度、住民基本台帳関係事務について、特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数が30万人以上となり、しきい値判断の結果が変わったため、新たに全項目評価を実施することとなったものでございます。全項目評価の実施に当たり、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、第三者による点検を行う必要があるため、その適合性及び妥当性について、本審議会のご意見をお伺いするというものでございます。

それでは、所管課から全項目評価の詳細について、説明をいたします。

- 戸籍住民課長 それでは、着座にて失礼させていただきます。

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価につきまして、資料に沿って説明させていただきます。委員の皆様には、本年1月23日に開催されました審議会で特定個人情報の重点項目評価について説明をさせていただいたところでございます。今回は、重点項目評価から全項目評価に変更になったことに伴いまして、変更点を中心にご説明させていただければと思います。一部重複する部分もございますが、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず、戸籍住民課の担当事務としましては、14ページの中段辺りでございます。②事務の

概要のところですが、そこに小さく①～⑩ということで、事務のことについて記載しております。主に住民基本台帳の作成、転入・転出等の異動処理、住民票の写し等の証明書の交付、住基ネットワークを使用した本人確認、マイナンバーカードの交付事務などを執り行っているところでございます。

14ページが一番下ですが、特定個人情報のファイルとしては、3種類ございまして、一つ目が住民票情報ファイル、二つ目が本人確認情報ファイル、三つ目が送付先情報ファイルでございます。それぞれの情報ファイルについて、簡単にご説明いたします。

一つ目の住民票情報ファイルは、区における各種行政サービスの基礎として使用するものでございます。住民票に記載している項目、例えば、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報、それから、個人番号等を記録しているファイルでございます。

二つ目の本人確認情報ファイルですが、こちらは住基ネットを通じまして、本人確認を行うために使用するもので、基本4情報や個人番号を記録しております。

三つ目の送付先情報ファイルは、個人番号カードの発行や交付申請書の印刷を行いますJ-LIS、地方公共団体情報システム機構と申しますが、こちらに対して、個人番号通知書や交付申請書の送付先情報を提供するものでございます。記録項目といたしましては、住民票情報ファイルや本人確認情報と同様に、基本4情報や個人番号等となっております。

それでは、全項目評価を行うに至った経緯について、ご説明申し上げます。

まず、評価の実施に当たりまして、しきい値判断でございますが、お手元の資料16ページをご覧くださいと存じます。

特定個人情報の対象人数ですが、こちらには細かい数字は記載しておりませんが、本年4月1日現在、32万1,384人となりまして、30万人を超えたところでございます。32万人の内訳ですが、令和2年4月1日現在の人口が22万6,933人、これに加えまして、個人番号制度の開始から本年4月1日までに転出等により住民登録の消除した数、こちらが9万4,451人。こちらと本年4月1日現在の住民登録の数を合わせて32万1,384人となりまして、30万人を超えたというところでございます。この度、30万人を超えたというところで、基礎項目評価書及び全項目評価書の作成という運びになりました。

それでは、重点項目評価から全項目評価の変更になったことに伴いまして、新たに評価の対象となった部分を中心に説明させていただきます。

お手元の資料25ページをご覧ください。

25ページの上段にございます「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」について、新

たに記載しております。各情報ファイルについて、先ほど説明しました内容を事務実施上の必要性として記載しております。また、②実現が期待されるメリットとしましては、これまで住民が行政手続を行う際に、住民票などを添付書類として提出していましたが、本人確認情報の利用によりまして、添付書類の省略が図られるということを記載しております。

なお、①事務実施上の必要性の（３）送付先情報ファイルの記載ですが、個人番号通知書につきましては、本年５月２５日をもって廃止となりました個人番号通知カードに代わりまして、新たに個人番号が附番された方に対して送付されるものとなっております。

続きまして、新たに記載することとなった部分ですが、こちらは事務の内容を説明したものでございます。２８ページから３１ページに図示しているものでございます。

（１）住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容のうち、網かけの矢印で示した部分が特定個人情報の流れを意味しているところでございます。それぞれの矢印につきまして、どのような動きなのかを２９ページで説明しているところでございます。

続きまして、３０ページから３１ページですが、こちら（２）本人確認情報ファイル及び（３）送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容を説明しております。こちらにつきましても、それぞれの矢印につきまして、どのような動きがあるかを３１ページで説明しているところでございます。

続きまして、３２ページから４１ページにかけてですが、こちらは住民票の情報ファイル、それから、４２ページから４６ページにかけては、本人確認情報ファイル、そして、４７ページから５２ページにて、送付先情報ファイルとそれぞれのファイルの概要を説明しております。それぞれ共通の項目を新たに記載しております。

本日は、住民情報ファイルを例にご説明させていただきます。３３ページにお戻りいただければと存じます。

まず、３３ページの上段ですが、３．特定個人情報の入手・使用における③入手の時期・頻度、④入手に係る妥当性、⑤本人への明示を新たに記載しております。転入や転居など住民からの申請若しくは婚姻などにより、戸籍事項の変更に伴う他自治体からの通知に基づきまして、住民に関する情報の変更や新規の登録を行っております。

また、３５ページから３８ページに記載されております四つの業務委託に関しましても、新たに記載しております。具体的には、３５ページの４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託、②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法、⑤委託先名の確認方法を新たに記載しました。新たに記載する項目及び内容につきまし

ては、全ての業務委託でおおむね同じであるため、35ページの上段、委託事項1. 戸籍住民課証明発行業務及び郵送業務でご説明いたします。

①委託内容といたしましては、住民票の写し等の交付に関する証明書発行業務と郵送による証明書の交付に関する郵送業務を行っております。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲につきましては、こちらは法令等により職員に限定される事務以外の業務を民間業者に委託しまして、コストの低減と行政サービスの向上を図っているところでございます。

また、④特定個人情報ファイルの提供方法といたしましては、事務室内の既存住基システムを直接操作しているため、ファイルを送信したり、媒体で提供したりといったことはございません。

なお、⑤委託先名の確認方法につきましては、行政情報公開請求を行うことで確認ができる仕組みとなっております。

さらに、ページが飛びますが、41ページご覧ください。

41ページ6. 特定個人情報の保管・消去における②保管期間と③消去方法について、新たに記載いたしました。

なお、保管期間を20年以上と記載しておりますが、住民基本台帳法の改正に伴いまして、住民票の除票の保存年限が150年に延長されたことにより、特定個人情報の保存年限も、それに合わせる形となっております。

続きまして、53ページをお開きください。

53ページのⅢ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、ご説明いたします。こちらの内容が、重点項目評価と比較して最も変更点が多くなっております。

まず、53ページの住民票情報ファイルにおける2. 特定個人情報の入手のリスク2からリスク4までを新たに記載いたしました。住民票の異動手続におきまして、本人及び代理人による届出のみを受け付け、本人確認は文京区住民基本台帳事務等に係る本人確認の実施に関する規則に基づきまして、厳格に対応しております。転入手続では、転出証明書に個人番号が記載されておりますので、新規の住民情報の登録時におきまして、届出人の個人番号と特定の個人が一致しないといったことがないようにしております。

なお、住基システムに転入情報の登録を完了した際、住基ネットワークシステムと情報の不一致があった場合には、その旨の表示がされる仕組みとなっておりますので、そういった観点からも、不正確な情報の入手を防止していると考えております。



また、海外から転入する住民につきましては、住基ネットを使用しての本人確認を職員2名の目で確実にを行うなど、誤った個人番号を付番することのないように事務処理を行っているところでございます。

次に、54ページから55ページにかけまして、3. 特定個人情報の使用においては、リスク3からリスク4までを新たに記載しております。リスク2のユーザー認証の管理についてでございますが、職員が既存住基システムへのログインする際には、ICカードと顔認証の二要素認証を実施して、システムの不正使用がないよう対応しております。また、住基システムにつきましては、外部から侵入ができないようファイアウォールの設置とウイルス対策ソフトの導入を行っております。

また、55ページの住基システムへのアクセス権限の付与につきましては、各所管課は、戸籍住民課のシステム担当に利用者申請をした上で、情報政策課のシステム管理担当者がアクセス権限の登録・変更を行う流れとなっております。

リスク3の従業者が事務外で使用するリスクにつきましては、特定個人情報の取扱いに関する研修の実施や既存住基システムの操作履歴の記録を行うことで対応しております。

リスク4の特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクにつきましては、データが保存されているサーバ室は施錠管理されており、あらかじめ入室を許可された職員以外は入室できないこととなっております。また、全ての入退室の情報を記録し、管理してございます。さらに、USBなどの外部媒体で情報を抜き取ることができないよう制限されておまして、業務上必要な場合には、あらかじめ戸籍住民課に申請をした上で、必要な抽出条件で情報政策課に作業を依頼する運用となっております。

続きまして、55ページの4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、57ページの5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）が新たに記載した箇所となっておりますので、ご説明いたします。

55ページの下段の委託先の不正使用のリスクについてですが、システム保守・運用を委託しているベンダーの社員は、区側の依頼に基づいて作業する以外は、委託契約書の中で不正使用とならないよう取り組んでいるところでございます。

次に、57ページの特定個人情報の提供・移転に関わるリスクについて、各所管課が特定個人情報の提供を必要とする場合には、あらかじめ依頼票を提出してもらい、内容を精査した上で、必要な情報のみ提供する運用となっております。

なお、62ページ以降の本人確認情報ファイルと69ページ以降の送付先情報ファイルにつ

いては、市町村コミュニケーションサーバとして共通の仕組みの中で運用しておりますので、特定個人情報の提供・移転に関わるリスク対策についても、おおむね同じ記載となっております。そのため、本人確認情報ファイルのリスク対策の説明のみとさせていただきますと存じます。

続きまして、62ページでございますが、2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）の項目のリスク2：不適切な方法で入手が行われるリスクからリスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクが新規記載事項となっております。こちらにつきましては、住民票情報ファイルの中でもお話ししたとおり、住民異動窓口におきまして、本人又は代理人のみの届出を受け付けることといたしまして、本人確認書類による本人確認を厳格に実施しているところでございます。

また、64ページになりますが、特定個人情報ファイルの取扱いの委託につきましても、一部新規の記載となっております。委託先による情報の漏えい、不正使用の防止についての説明でございます。委託事業者のスタッフが不正に住民の特定個人情報を利用することがないように、スタッフが従事する前に誓約書を提出していただき、退職後においても、特定個人情報を利用することのないよう誓約していただいているところでございます。また、事業者におきましては、従事前にセキュリティ研修を実施していただいております。事業者では、このほかにも年に1回、定期的にセキュリティ研修を実施するとともに、スタッフにも、職員同様の操作権限を設定しまして、必要のない個人情報が閲覧できないようにしております。また、アクセスログも正確に記録する形を取っておりますので、委託先からの情報漏えい、不正利用がないよう取り計らっているところでございます。

少しページが飛びますが、76ページでございます。IVその他のリスク対策の1. 監査欄を新たに記載しております。この部分につきましては、後ほど情報政策課から補足の説明をさせていただきます。

続いて、77ページのV開示請求、問合せについて、③手数料と④個人情報ファイル簿の公表の部分新たに記載しております。自己の特定個人情報の開示・訂正及び利用停止請求につきましては、厳格な本人確認を実施した上で対応しております。

最後に、78ページのVI評価実施手順をご覧ください。2. 国民・住民等からの意見の聴取でございますが、全項目評価の評価書につきましては、本年8月17日から9月15日までの期間におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、ご意見が1件寄せられました。ご意見は、85ページをご覧くださいと存じます。意見募集の概要といただい

たご意見に対する区の考え方を記載しております。

個人情報データを積極的に活用してほしい旨のご意見に対しまして、評価書でお示しました措置を講じた上で、データを活用する旨の見解を公表させていただいたところです。

なお、いただいたご意見を踏まえた評価書の修正は行ってございません。

以上が全項目評価についての説明となります。

**○情報政策課長** それでは、引き続きまして、情報政策課から大きく2点、監査について、そして、他の行政機関との情報連携について申し上げます。

まず、監査についてですが、資料の76ページをご覧ください。

特定個人情報保護に関する安全管理措置の実施状況に係る監査について、毎年度総務課と合同で実施しております。監査方法は、全課を対象として、セルフチェックシートによる書面監査を実施した上で、複数課を選定し、現地検査、ヒアリングを行ってございます。

情報政策課では、特定個人情報を取り扱う小型機及び他自治体等との情報連携を行っている中間サーバシステムの実施状況について、担当してございます。昨年度の監査では、住民基本台帳関係事務において、特定個人情報保護の安全管理はしっかり行われているという結果でございました。

なお、今年度の監査は、現在実施中でございます。

次に、資料の87ページをご覧ください。

本区のシステム構成について、ご説明いたします。平成27年の日本年金機構における個人情報流出の事案を受けまして、総務省より自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組むよう要請がございました。こちらの図のとおり、3層の構造となっております。

1番目が、基幹系ネットワーク環境でございます。住民記録システムをはじめ、住民税や国民健康保険システムなど多くの住民情報を扱っている環境でございます。こちらでは、端末からの情報の持ち出しができない設定、例えば、USB等を使用できない環境としており、住民情報の流出を徹底して防止しております。

2番目が、総合行政ネットワーク環境でございます。LGWANと呼ばれておりまして、都道府県や区市町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域のネットワークでございます。地方公共団体情報システム機構、J-LISが運営してございまして、中央省庁間の広域ネットワークである政府共通ネットワークとも相互接続され、インターネットから切り離された閉域のネットワークでございます。

3番目が、ネットワーク環境でございます。こちらでは、インターネットの接続口を都道府

県単位で東ね、24時間体制の監視を実施するなど、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、情報セキュリティの対策を講じております。

次に、他の行政機関との情報連携についてでございます。

団体内統合宛名システムにおいて、個別に保有している情報を管理し、文京区内で個人を特定できる番号として団体内統合宛名番号が各個人に付番されてございます。この団体内統合宛名番号をキーとして、中間サーバ、情報提供ネットワークシステムを通じ、世帯の構成や所得など、他の行政機関とオンラインで情報照会・提供を行っております。

なお、情報連携の際は、マイナンバーそのものは使用しておりません。団体内統合宛名番号から変換され、暗号化された機関別符号を用いております。情報連携は、平成29年11月13日から本格運用を開始しており、これまで特にトラブルもなく、円滑に運用を行っているという状況でございます。

私からは以上でございます。

**○内山会長** 諮問3号につきまして、所管課から説明をいただきました。各委員からのご質問やご意見等を頂戴させていただきたいと思っております。

**○杉原委員** 56ページの記載内容の事実確認程度ですが、真ん中に特定個人情報の消去ルールがございます。そこで、ルール内容及びルールの遵守の確認方法として、委託業務の中で得た個人情報については、速やかに返還又は廃棄を義務付けているという記述があるのですが、返還又は廃棄を義務付けているということは、何かしらハンドリングできる状態で委託先に渡すことがあると理解できるのですが、どのような事例のときに、こういうことが起きるのですか。

**○戸籍住民課住民記録係主査** これについては、いわゆる申請書とかそういったものに関することであります。窓口で申請書を受け取り、それに伴って、ここでは住民票等の出力、つまりお渡しのことを言っているところですが、処理が終わった段階で、申請書はまとめて職員に渡します。

**○杉原委員** それは紙媒体ですか。

**○戸籍住民課住民記録係主査** そうです。

**○杉原委員** 住民が書いた申請書の写しなり原本なりが委託先に渡る。そういった処理をすると思いました。それは、庁舎内で行われることですか。

**○戸籍住民課住民記録係主査** そうです。

**○杉原委員** そうですか。返還とか廃棄とかというと、何か持ち出しが外部に行われているの

かと。そういったことはないのですか。日常的に起こり得ることですか。

○戸籍住民課住民記録係主査　そうです。

○戸籍住民課長　毎日、申請が出てきたものの原本につきましては、翌日又は翌々日に取りまとめたものが事業者から、もう既に束ねたものが我々職員に回ってきまして、例えば、住民票の請求が何通、戸籍謄本の請求が何通と、そういった種類ごとに束ねたものが来ます。最終的に、私のところに決裁が回って来て、それを決裁が終わったものから職員が保管するという形を取っておりますので、委託業者の手元には残らない運用となっております。

○杉原委員　ということは、受理の記録か何かを取るものですか。

○戸籍住民課長　そうです。毎日、件数と内訳を取っております。

○杉原委員　分かりました。持ち出しが必要となる場合は、事前に申請が必要で、持ち出しの実績はないと書いているので、持ち出しの実績がないという記述とちょっと結び付かなかったものですから。要するに、その場で委託された業務の利用目的を達成するために必要な紙媒体の手渡しが生じていると。ただ、日常業務の中で行われているから、それを返却するというとでいいのですね。分かりました。それ以外には別段ないということよろしいですか。廃棄が起きるのはどんなときですか。

○戸籍住民課長　書類の保存年限である3年が経過したときに廃棄しております。

○杉原委員　委託先が管理する中に保存するのですか。

○戸籍住民課長　私どもで、1か月は執務室のキャビネットへ置いておきますが、どんどん溜まっていきますので、ファイルのボックスに入れまして、地下にある文書倉庫に持っていき、廃棄年限が来れば、文書を廃棄します。

○杉原委員　そのときは、返還した委託先ではなく廃棄の委託先ということですか。

○戸籍住民課長　そうです。区役所全体で文書を廃棄するときに、一緒に廃棄しております。

○杉原委員　基本的には紙媒体ですか。

○戸籍住民課長　紙媒体です。

○杉原委員　電子データか何かで受け渡して、返却するとか廃棄を依頼するとか、そういうことはないですか。

○戸籍住民課長　ございません。

○杉原委員　分かりました。前回の重点項目評価のときに質問したことあって、庁舎以外のところの委託先に渡すことは、今でもない。よく緊急事態宣言下においてテレワークをしていて、委託先もテレワークということで、委託先に戻してやっているケースが民間ではよくある

のですけれども。この区庁舎内でやっていることについて、テレワークを実施することもないということによろしいですか。

○戸籍住民課長 個人情報ですので、テレワークは一切行っておりません。

○杉原委員 分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 はい、どうぞ。

○堀委員 先ほどのご説明、64ページだったかと思いますが、特定個人情報の取扱いの委託のところ、研修をやられているというお話がありましたが、具体的には何回ぐらいで、どういう内容の研修をされたのか。差し障りのない範囲で教えていただければと思います。

○戸籍住民課長 まず、年度当初に全体の集合研修として文京区の個人情報の取扱いについての研修を行います。

○堀委員 委託先の方も含めてですか。

○戸籍住民課長 職員とはまた別に、委託先と委託契約を結ぶときに、仕様書の中で、研修を行うということで依頼しております。そのほか、新しい職員が入ってくる都度、大々的にというよりは、新しい職員に対して、文京区の個人情報の取扱いがこうなっていますということで、説明をさせていただいているというところです。

○堀委員 私の経験でいうと、誰が説明してもそれを実際の作業の中で落とし込んでいくことは大変難しいことだと私は感じているのですが、その辺のところは、戸籍住民課さんとしてはどのような対応をして実効化していくのか、その辺りの努力は何かされておられますか。

○戸籍住民課長 例えば、新しい方が入ってきた場合は、委託先のベテランの職員が必ず一緒に仕事をしながら覚えていくというところです。よく私どもであるのが、住民票の証明書を取りに来たときとか、戸籍の証明書を取りに来たときに、ご本人以外でどういった方が委任状なしで証明書を取れるのか、権限がある方なのかない方なのかというところが日々のやり取りとして一番多いので、例えば、この方は直系の尊属なので大丈夫ですよとか、そういうところからまずは始めているところです。

○堀委員 実効性は上がっているということで理解してよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 はい。複数の職員でチェックし、新人だけに任せないようにしております。

○堀委員 ありがとうございます。もう一点よろしいですか。情報政策課さんにお聞きします。76ページの監査のご説明ですけれども、昨年度の監査で主にどういうところが重点項目になっていて、改善指摘事項、例えば、ケアレスミスとかは結構あるとは思っているので、その場合の改善指摘事項でどのようなものがあつたのか、具体的な指摘事項の項目があれば、差し支

えのない範囲で教えてください。

○情報政策課長 はい。総務課と一緒にやっているのですけれども、情報政策課では、システムについて担当しております。特に、ログを取っていないとか、それを分析していないというところが結構あったのですが、徐々に改善されつつございます。若干お金もかかったりする場合もございますので、その辺りは委託事業者と相談しながら改善をしてございます。

○堀委員 今はログをとっておられるという説明でしたが、それでよろしいですか。

○情報政策課長 はい。ただ、件数はやはり多いですので、中には完全に分析できていないというところがあります。それについては、例えば、毎日ではなくても、週に1回、月に1回、定点でログを分析して、変な動きをしている部分がありましたら、それは改善するよう指摘しております。

○堀委員 監査の前に、自己チェックをやった上で、監査に入っておられるとお聞きしたのですが、そこで上がってくるものと、実際に専門家の情報政策課の方が見た温度差といたしますか、そういうものはどうですか。

○情報政策課長 既に4回やっていますので、その辺りは浸透してきているのかなと思ってございます。

○堀委員 あと1点だけ、すみません。バックアップ体制ですが、昨今、コロナとか、それから、地震が起きたり、大変な災害が起きる可能性もあるかと思うのですけれども、今のバックアップ体制というのは、多分この場所ではないところでやっておられると思うのですが。

○情報政策課長 全てのシステムについて、データセンターにバックアップしてございます。

○堀委員 バックアップファイルはどこに置かれているのですか。

○情報政策課長 すみませんが、場所についてはお答えできません。

○堀委員 一つだけ教えていただきたいのは、私が一番心配しているのは、東京が全部おかしくなってしまうときに、東京のどこかの場所に置いてあっても、これは無効化になってしまうので、例えば、その地域を分散して置かれているかどうかということを知りたかっただけなので、場所の特定は結構です。東京が災した場合でも大丈夫な場所という理解でいいですか。

○情報政策課長 データセンターは相当な強度を持っておりますので、まず大丈夫というところをお願いしてございます。

○堀委員 そこは気になるところなので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○内山会長 はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど、堀委員からご質問があったところに若干関連するのですが、バックアップデータは、37ページの委託事項の4に、バックアップデータの遠隔上保管義務というのが書かれています。これはこれで大変大切なことだと思っておりますが、先ほど、情報政策課長さんのご説明があったのは、この部分のことだという理解でよろしいですか。それとも、また別にネットワーク上のデータセンターで、ネットワーク接続をしたところでバックアップデータの保管も併せてしておられるということでございますか。

○情報政策課長 はい、そうです。

○後藤委員 そういうことですか。この37ページの部分もやっている。これはもう実態としては変わってきているということでしょうか。この部分については、もう一度確認をしていただきたいと思えます。

それから、最初のところに戻りますが、膨大な中身の説明を非常にコンパクトにご説明いただいて、ありがとうございます。なかなか一度聞いただけでは、理解するのが非常に難しかった。私も実は、前職でこの仕事をずっとやっておりましたので、戸籍住民課長さんの仕事とか情報政策課長さんの仕事をずっとやっておりましたので、そういう意味で、大変理解はできることですし、今回ここで全項目評価になったということについても、法律の改正等で保管をするデータの数が増えたので、重点項目から全項目評価になったということで、改めて諮問をいただいているということでございますので、その経緯についても、私も理解をしているつもりでございます。

若干脱線するかもしれませんが、住民基本台帳法の改正で、亡くなられた方や転出された方の記録を150年間保存するという事になったということで、これから先は、事務を担当される皆さんも大変なことだと思います。これはまたこれで、いろいろな問題をはらんでくるのかなと思っております。

それから、別のところで質問をさせていただきます。ご説明の中で、特定個人情報の取扱いを委託しているということで、郵送分の業務を委託しているというところがありました。

○戸籍住民課長 35ページでしょうか。

○後藤委員 これは、特定個人情報ファイルの取扱いというところで整理をいただいているのですが、実際の私の認識では、郵送請求の住民票の写しとかという業務ですと、ほとんどが個人番号を含んでいない住民票の写しの請求だと理解をしておりますけれども、そういう理解でよろしゅうございませうか。それから、委託先の方が実際に、常時、文京区民の方の個人番号を含む情報を見たり、それを印刷して取り扱っているというよりは、ごくたまにマイナ



ンバー付きの写しの請求があるかもしれませんが、そういうとき以外は、基本的には個人番号を見たり触ったりすることはないという、そういう理解ですが、よろしゅうございますか。

○戸籍住民課長 はい。郵送、窓口いずれの請求においても、マイナンバー入りの住民票の請求はほとんどございません。

○後藤委員 分かりました。実態としては、ほとんど個人番号を扱うことはないという、そういう理解でよろしいですね。

○戸籍住民課長 はい。自分の個人番号が分からないという方がどうしても知りたいということで取るとはあと思うのですが、普段はマイナンバー入りの住民票を取る方は、ほとんどいらっしゃらないです。

○後藤委員 分かりました。最後に、64ページ。こちらも委託の関連でございます。特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ということで、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、情報保護管理体制の確認のところですが、プライバシーマーク認証及びISO27001の認証を取得している事業所を委託先とするということは、先ほどの郵送処理などのシステムの保守を含めて、プライバシーマークの認証取得あるいはISMSの認証取得をしている事業者さんに委託をしているという。これは、必ずそこは確認できているという理解でよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 はい。

○後藤委員 すみません。念のため、重箱の隅をつついて。今言ったところですが、「プライバシーマークの認証及び」になっておりますが、これは、「又は」ですか。それとも「及び」ですか。普通、両方を取らせていることはやっていないと思うのですが、どちらか持っていれば、適切に管理をされているという理解だろうと思うのですが。

○戸籍住民課長 どちらかを取得していることが望ましいということになっていると認識しております。

○後藤委員 おおむね国でもそういう形で解説をしていたかと思しますので、念のためお尋ねいたしました。ありがとうございます。

○内山会長 今の64ページの記載は、訂正するということですか。現に二つの認証を受けている事業者と委託契約をしているのか、片方だけのものしか認証を受けていない事業者とやっているのか。

○戸籍住民課長 現在委託契約している事業者は、両方の認証を取得しております。

○内山会長 そういう意味で、「及び」を使っていると。分かりました。はい、どうぞ。

○海老澤委員 今回、評価の対象者が32万人になったということで、先ほどご説明をさせていただいたのですが、取扱者数は、500人未満ということになっています。委託の方も含めて、全員の人数で書いてあるのだと思うのですけれども、ほかに何人ぐらいいますか。

○戸籍住民課長 委託ですか。

○海老澤委員 委託と社員と両方含めて、取扱い別の500人未満なのですか。16ページの最初のところで、対象者数が今回30万人以上ということで、細かい数字も教えていただいて、22万人の区民と9万人の転入等の方がいて、合わせて32万人になりましたというご説明を受けたのですが、次の取扱者数というのは、職員と委託の方と両方込みで500人未満ということなのでしょうか。ちなみに何人ぐらいいますか。

○戸籍住民課長 戸籍住民課ですが、職員が私たち正規職員と会計年度任用職員でちょうど100人です。そのほか、委託事業者あるいは派遣業者の従事者がおりますので、全員一度に出てくるわけではないのですが、大体130人から140人ぐらいがこの業務に携わっております。また、戸籍住民課以外にこの住民情報の記録を使って業務を行う税務、国保、介護保険とか、そういった課の職員も含めて500人未満ということですよ。

○海老澤委員 全て含めてということですね。

○戸籍住民課長 はい。

○海老澤委員 今日住民票を取らせていただいたのですが、本当に以前と比べて速くなっているし、良くなったなと思っていました。作業している人の後ろも2人のチェックなのですかね。後ろに立っている方々も含むのかしらと思いました。

○戸籍住民課長 そうですね。まず、受付を済ませていただいた後、委託スタッフのご請求のあった住民票の写し等を出力するのですが、それを後ろにいる職員、これは正規職員なのですが、正規職員あるいは会計年度任用職員が二人一組で請求と打ち出された内容が間違っていないかというのを最終チェックして、問題がなければそのままご本人にお渡しするという、そういう流れでございます。

○海老澤委員 はい。ありがとうございます。すごく良くなったと思います。

次に、77ページのV開示請求、問合せについて、年末年始とかいろいろな時に、1階とかフロアを変えていますよね。ここの記載では、シビックセンター2階ということになっている。これは別に2階だけでいいということなのですか。そこがちょっと気になりましたので。その時々で、繁忙期には1階を使用したりするじゃないですか。それはそれで、これは2階ということなのですか。

○戸籍住民課長 こちらは、開示請求ですので、例えば、自分の住民票をこの半年間、自分以外に誰か取った人がいませんかというような、そういった開示とかも結構あるのですが、そういうときに、2階の行政情報センターでそういった資料をお見せするということをしております。1階のところは、別に開示請求とかそういうものではなくて、単に繁忙期の受付をするだけなので、特にファイルの公表とか、そういうのは何か請求があっても、あちらでは出していない。やはり2階に来ていただいてという形になります。

○総務課長 私から補足します。77ページに記載がある開示請求というのは、ご本人が自己情報の開示請求をするということで、いわゆる情報公開のような形で2階の行政情報センターで行っているもののみを指しています。住民票の交付とか、そういったことはここには含まれないものですので、2階だけの記載となっております。

○海老澤委員 どうもありがとうございます。

○内山会長 37ページのバックアップの件について、補足するようなことがありますか。

○戸籍住民課住民記録主査 37ページの委託事項4のバックアップの遠隔地保管業務について、前年度までは、住民記録情報を電子媒体に保存して、特定の場所に保管しておりましたので、前回の重点項目評価の際に書かせていただいていた内容をそのままここに記載してしまいましたが、今年度からは、先ほどの情報政策課長の説明のとおり、文京区にあるデータをコピーした状態でデータセンターに保管をしています。バックアップ自体は保管業務として委託はしていますが、委託内容の※印の記載は、必要のない内容でした。

○戸籍住民課長 そうでしたら、※印の記載は、削除させていただければと存じます。申し訳ございませんでした。

○内山会長 37ページの委託事項4の①委託内容の※印の部分の記載の削除ですね。

○杉原委員 すみません、それに関連してよろしいでしょうか。定期的なバックアップは、ある一定の期間、コンテナに運んでやっていたということが無くなったということは、今はリアルタイムに、日次にフルバックアップされているということでしょうか。

○情報政策課長 はい、そうです。

○杉原委員 そのように変わったということですか。

○情報政策課長 はい。

○杉原委員 日次でフルバックアップされているのであれば、そのようなところも書かれてもいいような気がします。別にここの修正を要求しているわけではないです。感想です。

○後藤委員 すみません、細かなところばかり言い過ぎましたが、私は元々、堀委員からデー

タの消失等のリスクについてのご質問があったので、その関連でちょっと気になったところがありました。

最近、情報処理の業界でいうところの仮想基盤という言い方もするのですが、いわゆるクラウド型のデータセンターのほうで使われている技術なのですが、そこでバックアップをとっているものが技術的な不具合によって使えなくなってしまうというようなことが実際に起こっています。例えば、昨年末から、23区の中でも、実際にシステムのデータが消えてしまって、復旧するのに大変大きな影響が出た、住民サービスに影響が出たというような事例がありました。そういうことにならないようなバックアップについて、やはり、これからも配慮いただきたいなということを感じておりますので、申し添えておきます。

○内山会長 私も、この点について、質問したいのですが、文京区のデータを保管している場所にバックアップは取っていないのですか。

○情報政策課長 本番系のデータにつきましては、このシビックセンター内に保存してございます。それと同じもの、つまりバックアップデータをデータセンターに保存してございます。

○内山会長 そうですね。ですから、文京の本体が壊れても、バックアップデータを文京区内に別にあるバックアップで復元はできるのですよね。それとは別に、別のところに保管もしてあるということですね。

○情報政策課長 はい。

○内山会長 だから、そういう意味では、先ほど削除した※印というのは、そういう意味まで含めれば、書いてあったとしても、誤解があるかもしれませんが、全く間違いではない。

○情報政策課長 はい。

○内山会長 それから、もう一点。委託先名に特定の企業名が書いてありますけれども、これは点検を行った時点における企業ということで、将来にわたっての企業だという意味ではないですね。

○戸籍住民課長 この日本電気株式会社と書いてあるところでしょうか。これは、現在使っているシステムがNEC、日本電気株式会社のものを使っておりますので、その意味で書いてございます。

○内山会長 そうですね。将来、委託先が変更されることもあり得るということですね。

○戸籍住民課長 そうです。システムの入替えの際は変わる可能性はあります。もう一つ、35ページの⑥委託先のパーソルテンプスタッフ株式会社について、こちらが窓口の証明発行業務を委託しているところですが、これは昨年度プロポーザル方式による事業者選定を行

い、今年の7月から新たに契約を行ったというところで、同じ企業なのですが、もう一回更新しているという形になります。

○内山会長 それでは、ご質問、ご意見等ございませんか。

○総務課長 1点だけ補足させていただいてよろしいでしょうか。先ほど、海老澤委員から取扱者数について、500人未満のお話があって、明確な数字を出していないと思うのですが、以前にこちらの担当課のほうで説明したときに、職員と会計年度任用職員合わせて100人ほどであると。それから、庁内の他部署で扱う人も含めて全く500人に足りていないので、正確な数字はつかんでいないけれども、全然それより少ない数字ですというのを以前説明があったように、私も記憶していたので、それをちょっと補足として、数字が出ないですが、明らかに達していないという説明で間違いはないですので、補足で申し上げさせていただきました。

○内山会長 記載の訂正は必要ないということですね。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、点検の結果について、指摘されるというご発言はなかったように思いますので、これから答申についてのご審議をいただきたいと思います。あらかじめ答申案文を事務局に用意していただいておりますので、それをお配りして、その答申案文について、加筆する必要があるれば、それをご意見としていただいて、それをもって答申とさせていただきますと思います。

○総務課長 担当課はここで退席をさせていただいてよろしいですか。

○内山会長 はい、分かりました。

(戸籍住民課職員・情報政策課職員 退室)

○総務課長 では、案文をお配りします。読み上げさせていただきます。本文の中身だけの読み上げとさせていただきます。答申のところ以下です。

1 諮問事項 住民基本台帳関係事務における全項目評価書の第三者点検について

2 審議会の結論 本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

3 理由 (1) 適合性について当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、30万人以上となっており、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は全項目評価の対象である。また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっているとともに、評価の実施時期及び住民からの意見聴取についても適切に行われており、指針に適合したものとなっている。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について当該評価書の事務内容の記載により事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、委託、提供移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管消去といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

裏面をご覧ください。また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものとして評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。

以上でございます。

**○内山会長** ありがとうございます。今読み上げていただいた答申案文は、事務局に作成していただいたものでございます。この案文について、表現方法を変える必要があるかどうか、加える必要があるかどうか、ご意見を頂戴させていただきたいと存じます。今、直ちに読みましたので、少し時間を置いてご発言いただけますか。

それでは、ご意見を伺いますが、この答申案文について、訂正すべき点等があるとお考えの方は、ご意見をいただきたいと存じます。

答申案文のとおり答申するということと決してよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、読み上げていただいた答申案文を答申の内容とさせていただきます。ありがとうございました。

諮問第3号についてのご審議は、これで終わりました。

続きまして、報告第1号ということで、事務局からご報告をいただきます。

**○総務課長** それでは、私から、資料は赤いインデックスが付いているものでございます。個人情報保護制度の見直しについて、ご報告をさせていただきます。

お手元の資料、報告第1-1号、こちらをご覧ください。

なお、資料の1-1号が内閣官房作成の中間取りまとめの概要版となっております。資料の中身ですが、少し飛びまして、9ページの報告第1-2号でございます。こちらがその詳細な取りまとめの内容です。さらに、55ページ以降、こちらが報告第1-3号としまして、地

方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化についての素案、この3種類を添付させていただいております。

本件のご報告ですけれども、こちらは情報提供という形のご報告となります。

現在、内閣官房におきまして、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース及び検討会が開催されている状況でございます。これらの会議では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三つの法律を集約して一体的に規定することや、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討が行われているものでございまして、内閣官房のホームページにおきまして、個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理が公表されている状況でございます。

1 ページ、表紙の下のスライドの2に記載してございますが、これが来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、ただ今検討会等において議論がなされているという状況でございます。5 ページをご覧くださいよろしいでしょうか。5 ページの下のスライドでございます。こちらにございまして、地方公共団体の個人情報保護制度との関係についても、整理が進められている状況でございます。個人情報の取扱いにつきましては、国が法制化をするよりも先立ちまして、大多数の地方公共団体において、条例が制定されておりました。各自治体は、その条例に基づいて運用を行って、実務を積み重ねてきているところでございますけれども、データの利活用の円滑化の取組、また、国際的な制度調和の必要性の観点から、新たに全ての地方公共団体に適用される個人情報保護制度に関する法律の制定に向けた検討が行われている状況でございます。年内を目途に、その結果が検討会等で取りまとめられ、報告される予定となっております。

報告第1－3号についてですが、こちらが本年の10月30日に開催された第9回の検討会資料になります。内容としましては、新たな法律を制定するに当たり、地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性について、素案という形で取りまとめられたものでございます。

来年の通常国会で法改正が行われた場合、本区の個人情報保護制度の在り方や条例への影響が出てくるのが想定されます。私どもとしましては、検討会など国の動きについて情報収集を行っておりますので、引き続き、情報収集を行いつつ、影響が出た場合については、本審議会へご報告をさせていただきたいと考えております。現時点の状況については、以上です。

**○内山会長** ありがとうございます。はい、どうぞ。

**○海老澤委員** 前回の審議会の中で、死者に関する情報についてお話があったと思うのですが、56ページの方向性というところに書かれていると思いますが、あの時は結論が出な

かったような記憶があるのですけれども。

○総務課長 はい。もう一度、こちらで様々な判例や情報を収集し、整理した上で、審議会にお話をさせていただきたいというのが前回までの話でした。情報収集は続けているのですけれども、個人情報保護法等と私どもの条例との捉え方が違ってきますので、ここがどうなるかというのは、ちょっと見定めないといけないと考えているのが今の状況でございます。ですから、引き続き、委員の皆様からお話があったような情報収集を継続していきますが、いずれにしても、国の方向性が出た後で、どういった形にしていくべきかというご相談を改めて審議会のほうにさせていただくという流れになっていくかなと思っております。

○海老澤委員 ちなみに、国の方向性というのは、どう解釈すればいいのかがちょっとよく分からなくて。

○総務課長 元々国の個人情報保護法の中で、概念として、死者は個人情報に含まないというもので、今でき上がっているものです。それを国は、先ほど申し上げた三つの法律を一つにまとめるということです。まとめたときに、地方公共団体で持っている条例も同じような方向で整理したいというような、そういう考えを持っているのだと思います。

ただ、条例の中には、今のこの例のように、法では定めていないけれども、条例ではこども対象にするよと、きちんと取り扱うよとしているようなものとの齟齬<sup>そご</sup>をどうするかということ、どこまでそれを吸い上げられるかみたいなことを、国が今検討している最中であると理解しております。

○海老澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 策定中のことではなく、現在進行中の作業のようでございますから、また確定した段階で、必要な報告等があるかと思えます。

○総務課長 はい。その際は、よろしく願いいたします。

○内山会長 たぶん、中間整理と同様の趣旨が決定され、法律が改正されたりしますということだと思いますが、今お手元にある個人情報保護制度事務要領は条例を解説したのですが、解説した部分などについても、何か変更があるかもしれませんか。

○総務課長 可能性はあるかなと思っております。

○内山会長 そうですね。だから、そこについても、必要に応じて当審議会に何らかの形でお知らせいただけたらと思います。

○総務課長 よろしく願いいたします。

○内山会長 報告第1号につきましては、報告は承るということにさせていただきます。



### 3 その他

○内山会長 続いて、3 その他です。事務局は何か用意していることはございますでしょうか。

○総務課長 本日は、ご審議ありがとうございました。今後の審議会の予定でございますが、現時点で、今年度中に諮問を予定している案件はない状況でございます。何もなければ、次回は令和3年の5月頃に令和2年度の情報公開及び個人情報保護制度に関する定例報告を行うことを予定してございます。スケジュールについては、改めてまたお伺いさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○内山会長 それでは、本日議題とされていた事項についてのご審議等については、全て終了いたしました。ご熱心にご審議いただきまして、諮問第3号については、答申をすることができるということで、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。ご苦労さまでした。